

○高岡市上下水道局に係る工事費の前金払取扱規程

平成17年11月 1 日

企業管理規程第24号

改正 平成21年 3 月24日企管規程第 7 号

平成26年 3 月31日企管規程第19号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高岡市上下水道局に係る工事費の前金払(以下「前金払」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の取扱い)

第 2 条 前金払の取扱いに関しては、高岡市土木建築工事費の前金払の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則(平成21年 3 月24日企管規程第 7 号)

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成26年 3 月31日企管規程第19号)

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。